

## 協議項目 1 3

# 慣行の取扱いに関すること





1 市 2 町	議案第 7 号			
	提 案	平成 1 6 年	1 月 3 0 日	
	議 決	平成 1 6 年	1 月 3 0 日	
1 市 3 町	議案第 3 5 - 1 5 号			
	提 案	平成 1 6 年	4 月 8 日	
	議 決	平成 1 6 年	4 月 8 日	

## 慣行の取扱い

- 1 市章  
新市において調整し、新たに定める。
- 2 市民憲章  
新市において調整する。
- 3 市の木、市の花及び市の歌  
新市において調整する。
- 4 各都市宣言  
新市において調整する。

## 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	13 慣行の取り扱いに関すること				関係項目	1.市町章
項 目	現 況			新市の取り扱い		
	太田市	尾島町	新田町		藪塚本町	
市 町 章	昭和11年8月1日制定  	昭和47年1月15日告示  	昭和42年12月8日制定  	昭和47年1月10日制定  	新市において調整し、新たに定めるものとする。	

# 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 住民福祉専門部会

協議項目	1 3 慣行の取り扱いに関すること		関係項目	2 . 市町民憲章		
項 目	現			況		新市の取り扱い
	太田市	尾島町	新田町	藪塚本町		
市 町 民 憲 章	<p>1 . 制定年月日 昭和53年5月3日 (市制施行30周年)</p> <p>2 . 制定経過 ・昭和54年3月28日 太田市市民憲章実践委員会設立 ・平成13年4月1日 太田市市民憲章普及推進委員会に改組し新たに活動</p> <p>3 . 啓蒙方法 ・市民憲章普及支援事業 ・市民憲章かるた大会 ・市民憲章普及推進者、善行者表彰 ・共催、後援事業</p> <p>4 . 市民憲章 わたくしたち太田市民は 金山に代表される豊かな自然と歴史のもとで ふるさと太田の限りない躍進にねがいをこめて ここに市民憲章を定めます ・自然を愛し 美しい きれいなまちをつくり ます ・教養をふかめ からだをきたえ 文化のかおりたかいまちをつくり ます ・愛情のむすぶ家庭で 明るいまちをつくり ます ・助けあい 連帯を育て うるおいのあるまち をつくり ます ・産業をおこし 働く喜びを培い ゆとりある すみよいまちをつくり ます</p>	<p>1 . 制定年月日 昭和57年5月3日</p> <p>2 . 制定経過 ・昭和56年7月10日 町民憲章制定委員会 設立</p> <p>3 . 啓蒙方法 主催事業を通じての啓発、また広報誌等に 印刷し、啓発を図っている。</p> <p>4 . 町民憲章 わたくしたちは 豊かな自然と恵まれた史 跡をもつ 郷土尾島町の力強い発展を願っ てこの憲章を定めます</p> <p>1 自然を愛し 歴史を尊重する町をつくりま す</p> <p>1 教養を深め 文化のかおり高い町をつくり ます</p> <p>1 愛情に満ちた なごやかな楽しい町をつく ります</p> <p>1 スポーツに親しみ 健康で明るい町をつく ります</p> <p>1 産業をおこし 働く喜びにあふれる町をつ くり ます</p>	<p>1 . 制定年月日 昭和55年5月3日</p> <p>2 . 制定経過 ・昭和60年7月16日 新田町町民憲章実践 委員会設立</p> <p>3 . 啓蒙方法 ・実践活動の推進 町民憲章の啓発普及・ 唱和運動・ 花と緑 いっぱい運動 町をきれいにする運動・ 歩け 歩け運動・ 文化財を保護する運動 新田かる たの普及</p> <p>4 . 町民憲章 わたくしたちは、明るく豊かな郷土新田町を つくるために町民憲章を定め未来にむかって たくましく前進します。</p> <p>1 自然を愛し、きまりをまもり、きれいな町 をつくり ます</p> <p>1 愛情のかような家庭と、人の和で、心のふれ あう町をつくり ます</p> <p>1 人権をまもり、福祉をすすめ、いきがいの ある町をつくり ます</p> <p>1 体をきたえ、文化を高め、風格のある町を つくり ます</p> <p>1 産業をおこし、仕事にはげみ、のびゆく町 をつくり ます</p>	<p>1 . 制定年月日 昭和56年1月1日制定</p> <p>2 . 制定経過 町民憲章実践委員会を組織</p> <p>3 . 啓蒙方法 町民憲章の普及・啓発 時間を守る運動 CR(Clean and Recycle)運動の推進 花いっぱい運動 明るいあいさつ運動 郷土を知る運動 環境保全の推進</p> <p>4 . 町民憲章 わたくしたちは、八王子丘陵に代表され る豊かな自然と先人のきずいた文化と伝 統をほこりとし、明るく希望にみちた藪塚 本町をつくるため、町民ひとりひとりが進 んで実践する道しるべとして、この町民憲 章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは、郷土を愛し、環境を ととのえ、美しい緑の町をつくり ます。</p> <p>1 わたくしたちは、伝統を尊び、教養を 深め、文化の香り高い町をつくり ます。</p> <p>1 わたくしたちは、きまりをまもり、人 権を尊重し、明るい町をつくり ます。</p> <p>1 わたくしたちは、心のふれあいをたい せつにし、愛情のかようなあわせな町をつ くり ます。</p> <p>1 わたくしたちは、産業をおこし、健康 で働き、活力のある町をつくり ます。</p>	新市において調整する。	

## 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 企画総務専門部会

協議項目	13 慣行の取り扱いに関すること			関係項目	3. 市町の木及び花、市の歌	
項目	現 況				新市の取り扱い	
	太田市	尾島町	新田町	藪塚本町		
市町の木及び花等	昭和53年5月3日告示第19号 市のシンボル木 マツ 市の木 モクセイ、カエデ 市の花 キク	昭和57年5月3日指定 町の木 モクセイ 町の花 サルビア	昭和55年5月3日指定 町のシンボル木 イチョウ 町の木 モクセイ、ウメ 町の花 キク、ツツジ	昭和56年1月1日制定 町の木 アカマツ 町の花 シュンラン	新市において調整する。	
市の歌	太田市の歌 昭和58年6月18日告示第34号 作詞 井田誠一 作曲 團 伊玖磨 1 金山のみどりの風に 埴輪が微笑む山鳩うたう かぐわしくおおらかな 花と歴史にはぐくまれ 人むつみ合う 人むつみ合う太田かな 2 白菊の香りに揺れる 子育て呑竜まつりの灯 母の背の父の手の 遠いぬくもりなつかしく 愛ひびき合う 愛ひびき合う太田かな 3 利根川に光はみちて はたらくよるこび若草萌える 街角に野に山に あがる歌声たくましく 夢ゆたかなる 夢ゆたかなる太田かな				新市において調整する。	

## 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 住民福祉専門部会

協議項目	1 3 慣行の取り扱いに関すること			関係項目	4 . 都市宣言(その1)	
項 目	現			況		新市の取り扱い
	太田市	尾島町	新田町	藪塚本町		
都 市 宣 言 平 和 都 市 宣 言	平和都市宣言 1 . 制定年月日 昭和6 1年6月1 1日 2 . 制定経過 国際連合創立4 0周年と国際平和年を記念して制定 3 . 宣言文 私たち太田市民は、私たちのまち太田を人間らしい 営みができるまち、市民一人ひとりが等しく尊重さ れ、希望と誇りを持ってそれぞれの個性を發揮できる まちにしたいと努めています。しかし、空襲の悲惨さ を体験している私たち太田市民は、世界の人々を脅か している核兵器の廃絶なくしては、その努力が実を結 ばないことをよく知っています。 私たち太田市民は、国際平和年にあたり、すべての 核兵器の廃絶と永遠の平和の達成を願い、ここに「非 核平和都市」を宣言します。		平和都市宣言 1 . 制定年月日 平成4年3月1 8日 2 . 制定経過 平成2年6月2 2日、新田町議会の平和の町宣言に関 する決議に基づき制定 3 . 宣言文 私たち新田町民は、世界の永遠の平和を希求しつつ、 町民一人ひとりの人間性を尊重し、健康で文化的な生活 を営むことのできる住みよい町づくりを旨としていきま す。 しかし、人類の生存を脅かしている核兵器の廃絶と地 球環境の保全なくして、その実現は不可能であります。 私たちは、平和を愛する世界各国の人々とともに、真 の恒久平和が実現することを願い、ここに「平和の町」 を宣言します。			各都市宣言については新市に おいて調整する。

## 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 住民福祉専門部会

協議項目	1 3 慣行の取り扱いに関すること		関係項目	4 . 都市宣言(その2)		
項 目	現 況			新市の取り扱い		
	太田市	尾島町	新田町		藪塚本町	
交通安全都市宣言	<p>交通安全都市宣言</p> <p>1 . 制定年月日 昭和53年10月1日</p> <p>2 . 宣言文 産業経済の飛躍的な発展と人口の増加にともない、市内の道路交通量は増大の一途をたどり、交通事故は日に日に激増し、市民の尊い生命と財産はつねに危険にさらされ多大の脅威をあたえているのが現況である。</p> <p>太田市は、主要地方道前橋館林線、太田熊谷線が街の中心地帯を通過し、また国道122号線、354号線、50号バイパス線及び県、市道等が縦横に連なりさらに東武鉄道が市街地を通過するなど産業都市としての交通量はますますふくそうして、そのすうせいは誠に著しいものがある時、ここに交通事故を防止し、市民生活の安全をはかり道路の機能を効率的に確保することが重要な課題である。</p> <p>交通事故は、人間がつくりだす災害であって人間の努力によって防止できるものである。</p> <p>ここにおいて、市民ひとりひとりが真剣にこの問題に取り組んで人命尊重の精神に徹し交通道德の高揚に努め、それぞれの立場でお互いが心をあわせ戒めあって、交通秩序を保持するとともに総合的な交通環境の整備を推進して交通事故の絶滅を期さなければならない。</p> <p>したがって太田市は、根本的な道路網を関係機関と緊密な連携をはかりながらその整備を促進し、あわせて全市民が交通法規を遵守して交通安全の実をあげるよう努力すべきであるとする。</p> <p>そこで本市は、交通の秩序と全市民の生命の安全をはかって、明るく住みよい太田市建設をめざし交通安全都市とすることを宣言する。</p>					各都市宣言については新市において調整する。

## 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 産業環境専門部会 住民福祉専門部会

協議項目	1 3 慣行の取り扱いに関すること	関係項目	4 . 都市宣言(その3)		
項 目	現 況				新市の取り扱い
	太田市	尾島町	新田町	藪塚本町	
環境都市宣言	<p>環境都市宣言「環境にやさしい市民の誓い」</p> <p>1 . 制定年月日 平成5年9月30日告示第46号</p> <p>2 . 活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度より「環境フェア」を開催。(本年度で10回目)</li> <li>・平成12年度 「太田市環境基本条例」制定。</li> <li>・平成13年度 「太田市環境基本計画」策定。</li> </ul> <p>3 . 宣言文</p> <p>私たちのまち太田は、遠くに上毛三山を仰ぎみ、緑の金山、利根、渡良瀬の清流、肥よくで実り多い田園に囲まれた、自然豊かな産業文化都市です。</p> <p>私たちの祖先は、この豊かな自然環境のなかで産業を興し、個性ある文化を創造しながら暮らしてきました。</p> <p>しかし、私たちは、いまの豊かで便利な暮らしが、知らず知らずのうちに、地域や地球の環境を傷つけていることを知り、心を痛めています。</p> <p>私たちは、足尾鉍害問題に学びながら、生きとし生けるものすべての共有財産である地球やふるさと太田の環境を守り、次代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たち市民一人ひとりが、環境への思いやりの心を育て、環境にやさしい行動をとることを誓い、ここに宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 私たちは 地域や地球の環境について学び うるおいのある環境の創造に努めます</li> <li>－ 私たちは 資源を大切にし 環境にやさしい暮らしを工夫します</li> <li>－ 私たちは 互いに協力し 生きものと共に住める 自然豊かな都市(まち)づくりに参加します</li> <li>－ 私たちは 豊かな環境を守り 地域と世代を超えたつながりを大切にします</li> </ul>				各都市宣言については新市において調整する。
人権都市宣言	<p>人権尊重都市宣言</p> <p>1 . 制定年月日 平成7年3月20日</p> <p>2 . 制定経過 議会の機関意思決定による決議として宣言する。</p>				



## 太田市・尾島町・新田町・藪塚本町合併協議会の調整内容

専門部会 教育専門部会

協議項目	13 慣行の取り扱いに関すること		関係項目	4. 都市宣言(その4)	
項 目	現		況		新市の取り扱い
	太田市	尾島町	新田町	藪塚本町	
「生涯教育宣言の町」宣言		<p>「生涯教育宣言の町」宣言</p> <p>1. 制定年月日 昭和62年3月17日</p> <p>2. 活動状況 生涯学習推進連絡会議を設置し「ひとり、一学習、一スポーツ、一ボランティア」を目標に事業を行っている。</p> <p>3. 宣言文 へんぼう著しい社会と高齢化社会の到来を迎え生涯教育の必要性がますます高まってきている。 本町においても、このような認識に基づき、町民憲章を踏まえ、町民が生涯にわたって、芸術・文化・スポーツに親しみさまざまな学習活動に参加している。さらにこの活動を確かなものとし、心身ともに健康で豊かな人生を送り、活力ある明るい町づくりに貢献することを目的とし、町民一人ひとりが「ひとり、一学習、一スポーツ、一ボランティア」を目標にかかげ、ここに「生涯教育宣言の町」宣言をするものである。</p>			

## 先進地事例

### 【西東京市】

市章・市民憲章・市の木・市の花・都市宣言については新市において調整する。

### 【さいたま市】

( 1 ) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。

( 2 ) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。

( 3 ) 都市間交流については新市において調整する。

( 4 ) 名誉市民・市民栄誉賞・文化賞及び市政功労賞については、新市において継続する。